

2021年4月1日



中核市 一宮市 START!

一宮市は、4月から中核市へ移行します。中核市になると、保健衛生や福祉、環境分野などの多くの仕事が県から市へ移ります。与えられる権限を活用し、市民の皆さんの利便性や安全・安心を高め、さらに暮らしやすい魅力あるまちへと飛躍できるよう、力を尽くしてまいります。

【問】政策課 ☎(28)8952

中核市とは？

国の指定を受け、県の仕事の多くを行う、人口20万人以上の都市です。政令指定都市に次いで大きな事務権限があります。

2021年4月1日に一宮市と松本市（長野県）が加わり、中核市は全国で62市となります。愛知県内では、豊田市・豊橋市・岡崎市に続いて4番目で、尾張地域では初の中核市です。

なお、中核市の仕事を行うのに必要な経費に対しては、国から地方交付税などの財政支援があります。



なぜ中核市になるの？

中核市移行を、多様化する市民ニーズに的確に対応し、本市がさらに発展・成長するためのチャンスととらえ、まちづくりのステップアップを実現します。

市職員が手づくり/

PR動画を配信中

一宮市の中核市移行を5分で分かりやすく紹介

一宮市公式
YouTube
チャンネル



一宮市が中核市になると、ココが変わる！

- 1 手続きがはやくなる
- 2 窓口が一つでべんりになる
- 3 あたらしい取り組みが充実

中核市になると何が変わるの？

中核市のメリット

1 市民サービスが充実

住民に最も身近な市が多くの事務を行うことで、柔軟できめ細かなサービスを提供します。

- 廃棄物対策窓口の一本化（家庭ごみ+事業ごみ）
- 保育所、介護保険・障害福祉サービス事業者などの指定、許可、指導監査



2 行政サービスをより早く提供

市を経由し県が行っていた事務を、市が一括して行うので、手続きが便利になります。



3 特色あるまちづくりを推進

市独自の基準を設定できる範囲が広がるため、市の地域特性を活かしたまちづくりができます。

- 社会福祉審議会の設置
- 屋外広告物の許可
- 市立小中学校教職員の研修

4 都市のイメージがアップ

尾張地域の拠点として知名度・存在感が上がり、地域の活性化につながります。

- 中核市市長会への参加
→ 国への発信力強化



5 一宮オリジナルの取り組みにチャレンジ

中核市によって得られる新たな権限を活用し、「一宮ならではの」施策を充実させます。

- 福祉総合相談室の開設
→ 5頁をご覧ください。
- 空き地の不良状態の解消に関する条例の制定
空き地の雑草などを所有者が適切に管理するよう、条例に基づく指導を行い、良好な生活環境を保持するための取り組みを進めます。



高度救助隊が発隊します



大規模災害に備え、高度な救助資機材と、救助のための専門的な知識・技術を有する隊員から成る高度救助隊を編成します。
救助体制を強化し、市民の安全・安心を守ります。

中核市移行までの歩み

2017年 12月→ 市議会議長から市長へ
中核市移行を提言

2018年 2月→ 市議会 3月定例会で
市長が中核市移行を表明

6月→ 市長が県知事へ中核市移行に
向けた協力を要請

2019年 11月→ 中核市移行基本計画を策定

2020年 1月→ 総務省との協議

3月→ 市議会 3月定例会で中核市の
指定の申出について議決

4月→ 県知事に中核市指定の申出の
同意を申入れ

7月→ 県議会の議決を経て、県知事が
中核市指定の申出を同意
総務大臣に中核市の指定を申出



10月→ 中核市の指定に関する政令公布

2021年 3月→ 県・市による事務引継書の締結

4月→ **中核市移行**
一宮市保健所開設

市保健所を開設 ～市民の命と健康を守る身近な存在へ～



4月以降、これまで県が担ってきた保健所業務を市が行います。県一宮保健所では一宮市と稲沢市を管轄していましたが、市保健所では一宮市のみを管轄します。場所はこれまでと同じです。

【問】保健総務課 ☎(52)3851

所在地 / 古金町1丁目3番地
業務時間 / 午前8時30分～午後5時15分
 (市役所と同じ時間に変わります)
休業日 / 土・日曜日、祝休日、12月29日～1月3日

市保健所の開設で、ここが変わる!

総合的な保健衛生サービスを提供

市の保健センターが行っている母子保健や成人保健のサービスと、県の保健所が行っていた専門的なサービスを一体的に提供できるようになるので、子どもから高齢者までの健康づくりのための支援が充実します。

専門職の配置で効果的な事業を展開

医師・獣医師・薬剤師・保健師・管理栄養士・歯科衛生士といった高い技術と幅広い知識をもった専門職が、市職員として身近に活躍し、市民の皆さんの健康と安全を守ります。

新型コロナウイルスへの対応がパワーアップ

健康危機対策の最前線となる市保健所が、新型コロナウイルスの感染経路や濃厚接触者の調査、感染者の健康観察を行います。国や医療機関から詳細な情報が直接入るようになり、感染防止に迅速な対応が可能になります。県保健所でコロナ対応に当たった市職員の経験やこれまでの市の取り組みも生かし、対策に全力を尽くします。



ペットと仲良く暮らすまちづくりを進めます

動物の適正飼養の啓発や狂犬病予防対策を行うため、中保健センター内に「動物愛護事務所」を設置します。

なお、犬・猫の保護、返還など、動物の収容施設が必要な業務については、県動物愛護センター尾張支所(浅井町西海戸字余陸寺31-1)に市の職員を配置し、対応します。



Q 保健センターは、どうなるの?

市内に3カ所ある保健センターについては、これまで行ってきた乳幼児や生活習慣病予防のための健康相談・保健指導・健康診査など、市民に身近な保健サービスの窓口として引き続き業務を行います。

※保健所の業務内容や窓口の変更などについては、6～7ページをご覧ください。

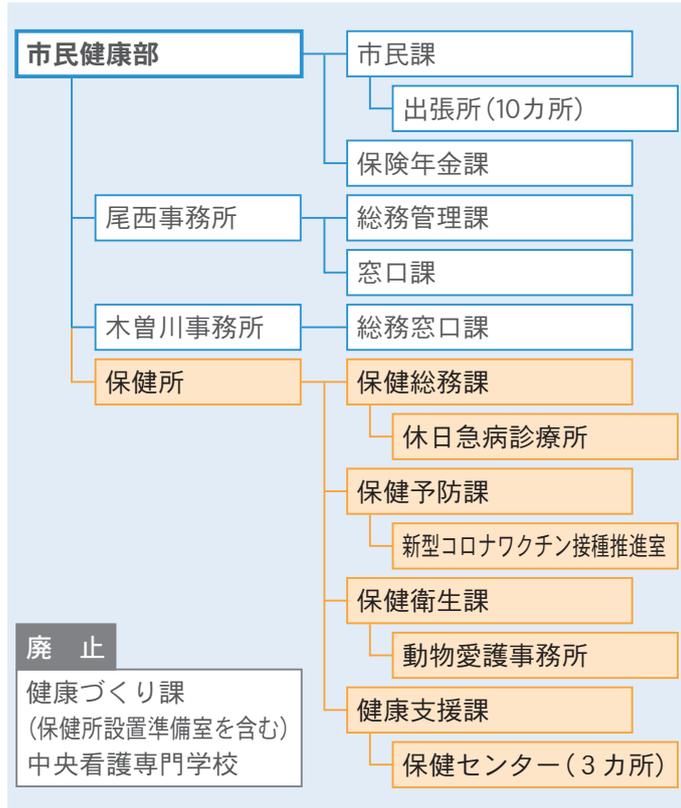


4月から市の組織を見直します

市民健康部

保健所を設置し、市民の健康と安全を守る体制を強化

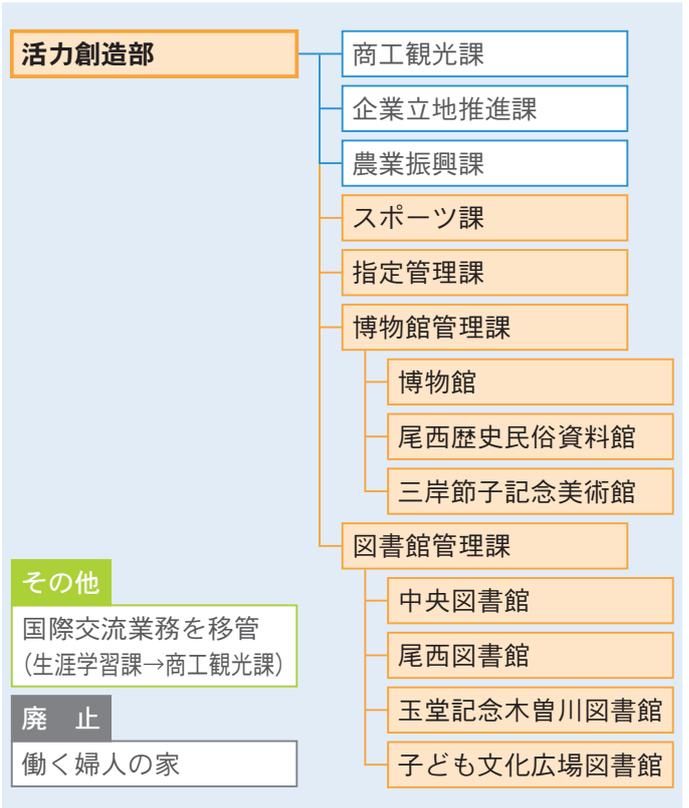
健康づくり課を廃止し、保健所に「保健総務課」「保健予防課(=環境衛生、感染症対策)」「保健衛生課(=食品衛生、動物愛護)」「健康支援課(保健センターを含む)」を新設します。



活力創造部

文化・スポーツ施設の活用の幅を広げ、まちの活力・魅力をアップ

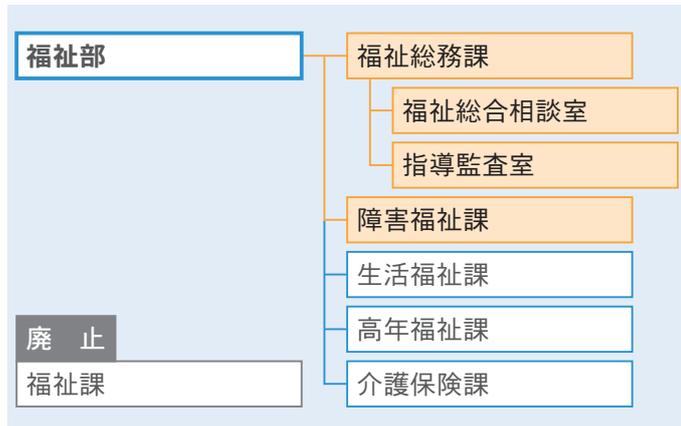
教育委員会(教育文化部)で行っていた文化・スポーツ施設の管理運営や国際交流業務を、観光や地域振興を担う市長部局(経済部)に移管し、経済部を「活力創造部」に名称変更します。



福祉部

福祉部内の各課が連携し、きめ細かなサービスを提供

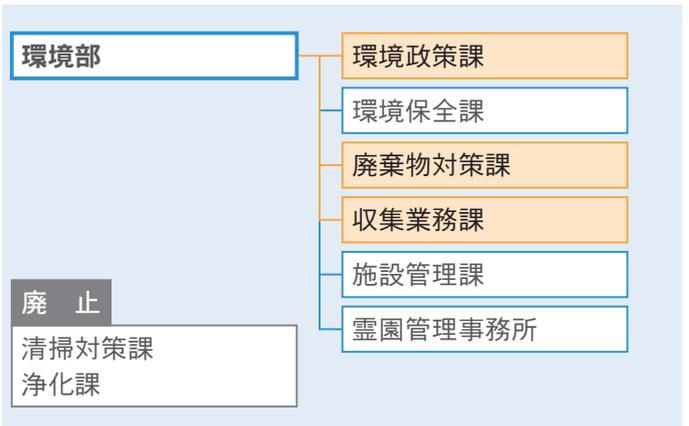
福祉課を「福祉総務課」と「障害福祉課」に分割し、福祉総務課内に「福祉総合相談室」と「指導監査室(=福祉施設などの指導監査)」を新設します。



環境部

廃棄物対策を市が一元的に担い、良好な生活環境を確保

部全体を再編し、「環境政策課(=環境政策の立案)」「廃棄物対策課(=廃棄物処理業者の指導)」「収集業務課(=家庭ごみの収集)」を新設します。



その他の見直し

【総合政策部】

- ◆中核市移行推進課を廃止

【総務部】

- ◆情報推進課を「デジタル推進室」に変更

【財務部】

- ◆管財課を「資産経営課」に名称変更

【子ども家庭部】

- ◆こども部を「子ども家庭部」に名称変更
- ◆子育て支援課こども家庭相談室を「子ども家庭相談課」に変更
- ◆青少年育成課を「青少年課」に名称変更

【まちづくり部】

- ◆総合政策部交通政策課をまちづくり部に移管し、「地域交通課」に名称変更
- ◆建設部維持課の交通安全施設の整備業務を地域交通課に移管
- ◆財務部管財課の市営駐車場の管理業務を都市計画課に移管

【教育部】

- ◆教育文化部を「教育部」に名称変更
- ◆教育部総務課内に「教育政策室」を新設(学校ICT推進室と統合)

市役所本庁舎の各課配置

組織の見直しに伴う、変更後の配置は右表のとおりです。

※赤字は変更のあった課
[]内は変更前の階



【問】資産経営課 ☎(28)8961

14階	議場傍聴席
13階	議場
12階	議会事務局庶務課 議事調査課
11階	食堂
10階	経営総務課 営業課 計画調整課 上水道整備課 下水道整備課 給排水設備課
9階	保育課 商工観光課 企業立地推進課 農業振興課/農業委員会事務局 スポーツ課[4階] 指定管理課[4階] 監査事務局
8階	都市計画課 地域交通課[9階] 区画整理課 公園緑地課 維持課 道水路管理課 道路課 治水課
7階	契約課 建築指導課 公共建築課 住宅政策課/市営住宅管理事務所 建設総務課
6階	秘書課 広報課 政策課/100周年推進室 市民協働課[9階] 人事課 工事検査課[8階]
5階	デジタル推進室 行政課/選挙管理委員会事務局 財政課 資産経営課
4階	危機管理課/新型コロナ対策室 子育て支援課[2階] 子ども家庭相談課[2階] 教育部総務課/教育政策室 学校教育課 生涯学習課
3階	市民税課 資産税課 納税課/債権回収特別対策室
2階	福祉総務課/福祉総合相談室/指導監査室 障害福祉課 生活福祉課 高年福祉課 介護保険課
1階	市民課 保険年金課 会計課

福祉の困りごとに
ワンストップで対応

本庁舎2階に福祉総合相談室を開設

障害者、生活困窮などの問題を複雑に抱えてお困りの方が気軽に相談できるよう、福祉についての相談窓口として開設しました。

精神保健福祉士や保健師などの専門スタッフが相談者の悩み・不安を受け止め、担当課や関係機関とも連携しながら、一人一人に寄り添った支援を進めます。

◆◆◆◆◆◆◆◆ 精神障害者・難病患者の方の窓口が保健所から市役所本庁舎に変更 ◆◆◆◆◆◆◆◆

中核市移行により市が業務を行うことに伴い、福祉サービスを一体的に提供するため、窓口が県一宮保健所から市役所本庁舎2階の福祉部に変わります。



- 精神保健福祉・難病患者の療養に関する相談
→福祉総合相談室で受け付け
- 指定難病医療費の助成申請→障害福祉課で受け付け

【問】福祉総合相談室 ☎(28)9145

申請などの手続きが県から市の窓口が変わります 市の新しい業務と窓口のご案内

中核市への移行や組織の見直しに伴い、変更となる主な業務と窓口をお知らせします。
手続きなど詳しくは、各担当課までお問い合わせください。

▼保健衛生業務

[● = 市が新たに行う業務 ○ = 市がすでに行っている業務]

担当窓口		主な手続き・業務内容
保健所 〔古金町1丁目3〕	保健総務課 総務企画グループ ☎(52)3851	<ul style="list-style-type: none"> ● 小児慢性特定疾病医療費の支給 ●○ 不妊治療費(一般・特定)の補助 ● 肝炎治療費などの助成申請 ○ 未熟児養育医療費の給付 ● 受動喫煙防止に関する申請、啓発 ● 人口動態調査、国民生活基礎調査などの保健衛生統計
	医務グループ ☎(52)3852	<ul style="list-style-type: none"> ● 病院・診療所・助産所の開設許可、立入検査 ● 歯科技工所・施術所(柔道整復又はあん摩マッサージ指圧・はり・きゅう)の開設の届出、立入検査 ● 医療安全相談 ☎(52)3853 ● 医師・歯科医師・診療放射線技師・理学療法士・作業療法士・視能訓練士・保健師・助産師・看護師・准看護師の免許申請
	保健予防課 感染症グループ ☎(52)3854	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症の発生の届出、まん延防止対策 ● 感染症患者に対する就業制限及び入院勧告 ● 結核などの感染症患者に対する医療費負担 ● エイズなどの性感染症の検査、相談 ○ 予防接種に関すること
	生活衛生グループ ☎(52)3855	<ul style="list-style-type: none"> ● 旅館・興行場・公衆浴場の営業許可、監視指導 ● 理容所・美容所・クリーニング所の開設の届出、監視指導 ● 住宅宿泊事業者(民泊)の届出、指導 ● 特定建築物の届出、監視指導 ● 温泉利用の許可、監視指導 ● 遊泳用プールの届出、監視指導 ● 薬局の開設許可、監視指導 ● 医療機器販売業(貸与業)などの許可、届出、監視指導 ● 医薬品店舗販売業の許可、監視指導 ● 登録販売者試験の受験願書の受付、販売従事登録の申請 ● 毒物劇物販売業などの登録、届出、監視指導 ● 毒物劇物業務上取扱者の届出、監視指導 ● 麻薬取扱者(麻薬施用者・麻薬管理者・麻薬研究者・麻薬小売業者)の免許申請、届出 ● 薬剤師・臨床検査技師・クリーニング師の免許申請
保健衛生課	食品衛生グループ ☎(52)3857	<ul style="list-style-type: none"> ● 食品関係施設の営業許可、届出、監視指導 ● 食中毒の調査、予防啓発 ● 化製場・動物処理場などの設置許可、監視指導 ● 食鳥処理事業の許可、監視指導 ● 調理師・製菓衛生師・ふぐ処理師の免許申請
	衛生検査グループ ☎(52)3859	<ul style="list-style-type: none"> ● 食中毒・感染症の検査、食品検査、水質検査 (依頼検査は、保健所内に同居する県清須保健所試験検査課が実施します。)
健康支援課	統括グループ ☎(52)3858	<ul style="list-style-type: none"> ● 不妊・不育症相談 ● 特定給食施設の届出、栄養管理に関する指導助言 ● 栄養士・管理栄養士の免許申請

担当窓口		主な手続き・業務内容
中保健センター [貴船町3丁目2]	保健総務課 事業グループ ☎(72)1153	○がん検診に関すること
	保健予防課 新型コロナワクチン接種推進室 ☎(72)1389	○新型コロナワクチンの接種に関すること
	動物愛護事務所 (保健衛生課 動物愛護グループ) ☎(72)1122	●放浪犬の捕獲、負傷動物の保護、犬猫の引き取りの相談 ●迷子動物、咬傷事故の届出 ●動物の適正飼養の啓発、指導、ペットに関する相談 ●特定動物の飼養許可、指導 ○犬の登録、狂犬病予防注射済票の交付 ○猫の避妊・去勢手術費の助成
	健康支援課 中保健センターグループ ☎(72)1121	(各保健センター共通) ○母子健康手帳の交付、妊産婦の教室、相談 ○産後ケア事業 ○乳幼児の健康診査、教室、相談 ○生活習慣予防などの教室、相談 ○保健師などによる家庭訪問
西保健センター [東五城字備前12(尾西庁舎内)]	健康支援課 西保健センターグループ ☎(63)4833	<p>保健センターで扱っていた 手続きの一部は窓口が変わります</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆不妊治療費の補助、未熟児養育医療費の給付 → 保健所(保健総務課) で受け付け ◆予防接種に関すること → 保健所(保健予防課) で受け付け ◆犬の登録、狂犬病予防注射済票の交付、 猫の避妊・去勢手術費の助成 → 中保健センターのみ で受け付け ◆新型コロナワクチンに関すること → 中保健センター (新型コロナワクチン接種推進室) で受け付け
北保健センター [木曾川町黒田字中沼南ノ切27]	健康支援課 北保健センターグループ ☎(86)1611	

手続きについてご留意いただきたいこと

手数料の支払いが 県証紙から現金に変わります

県での手数料の支払い方法は、県の収入証紙による納付でしたが、市での手数料の支払いは、納入通知書または現金による支払いになります。

なお、保健所が取り扱う免許申請などの一部の手続きでは、引き続き県の収入証紙での納付になります。(収入証紙は、市役所本庁舎及び市保健所内で購入できます。)

県から受けた許可は 4月以降も有効です

中核市移行に伴い県から市に移譲される手続きで、すでに県から許可などを受けている手続きについて、令和3年3月31日までに県の許可を受けている場合は、市の許可を受けたものとみなされますので、改めて許可を受ける必要はありません。

ただし、4月以降に更新・変更などが必要な場合は、市の窓口で手続きを行ってください。

▼福祉・子育て・まちづくり業務

[● = 市が新たに行う業務 ○ = 市がすでに行っている業務]

担当窓口		主な手続き・業務内容	
本庁舎 「本町2丁目516」	2階 福祉総務課	☎(28)9015 ●○民生委員の定数決定、活動支援	
	福祉総合相談室	☎(28)9145 ●精神保健福祉、難病患者の療養に関する相談 ○障害者・生活困窮者・高齢者などの相談支援	
	指導監査室	☎(85)7697 ●○障害福祉サービス事業者・介護保険サービス事業者・老人福祉施設などの指導監査	
	障害福祉課	障害福祉グループ(手帳・手当) ☎(28)9017	●○身体障害者手帳の申請、交付決定 ●指定難病医療費の助成申請
		障害福祉グループ(指定・給付) ☎(28)9147	●指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設・指定障害児通所支援事業者の指定、更新
	生活福祉課	☎(28)9016 ●生活保護受給者が利用する医療・介護・施術機関の指定 ●保護施設の設置認可	
	高年福祉課	地域支援グループ ☎(28)9151 ●養護老人ホーム・軽費老人ホームの設置認可(許可) ●有料老人ホームの設置の届出	
介護保険課	介護保険グループ(指定) ☎(85)7017 ●○介護保険サービス事業者・介護保険施設の指定、許可、更新		
4階	子ども家庭相談課	☎(28)9141 ●母子父子寡婦福祉資金の貸付	
7階	住宅政策課	☎(85)7011 ●サービス付き高齢者向け住宅の登録 ●住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の登録	
8階	公園緑地課	☎(28)8636 ○屋外広告物の許可 ●屋外広告業の登録	

▼環境業務

[● = 市が新たに行う業務 ○ = 市がすでに行っている業務]

担当窓口		主な手続き・業務内容
環境センター 「奥町字六丁山52」	廃棄物対策課	☎(45)5374 ●産業廃棄物処理業・廃棄物処理施設設置の許可、産業廃棄物の適正処理指導 ●使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく引取業・フロン類回収業の登録、解体業・破砕業の許可 ●ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の保管・処分の状況に関する届出 ●浄化槽保守点検業の登録、浄化槽の維持管理指導、浄化槽の設置・変更に関する届出 ○浄化槽設置の助成
	収集業務課	☎(45)7004 ○家庭ごみ・資源の収集、リサイクルの推進
	施設管理課	☎(48)5383 ○持ち込みごみの計量、処理手数料の徴収
北館	環境政策課 (霊園管理事務所)	☎(45)9953 ○住宅用地球温暖化対策設備(太陽光発電システム・蓄電システムなど)設置の助成 ○市営墓地・斎場の管理
衛生処理場 「奥町字六丁山8」	環境保全課	☎(45)7185 ●ばい煙発生施設・揮発性有機化合物排出施設・特定粉じん発生施設・水銀排出施設の設置の届出、特定粉じん排出等作業の実施の届出 ●大気汚染の状況を常時監視 ●ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置の届出 ●特定化学物質の排出・移動量の届出 ○水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、専用水道に関すること